

番 号 : 170145

国 名 : スリランカ

担当部署 : 人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム

案件名 : 特別支援学級へのインクルーシブアプローチ導入による教育機会の向上プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年5月下旬から2017年7月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50 M/M、現地 0.50 M/M、合計 1.00 M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 15日 整理期間 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月26日 (12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き) (<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年5月19日 (金) までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	教育分野(特に特別支援教育分野)にかかる各種評価調査
対象国/類似地域	スリランカ/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : なし

(2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

スリランカの初等教育は、純就学率 97% (2014 年)、修了率 98% (2006 年)、またジェンダ―格差もほとんどなく、南アジア地域で最も高い教育水準を誇っている。その一方で Out-of-School Children は約 47,000 人 (2014 年) 存在し、SDGs の目標である、初等教育の完全普及およびその修了のためには依然課題を残している。

Out-of-School Children の一部を占める障害のある子どもに着目すると、スリランカ政府は 2006 年～2010 年に「教育セクター開発フレームワーク・プログラム (Education Sector Development Framework and Programme: ESDFP)」を策定し、障害のある子どもの教育のアクセスの向上に取り組んできた。また 2012 年からは 7 つの援助機関<sup>1</sup> の支援を受けて「第二次教育セクター開発フレームワーク・プログラム (ESDFP2)」(～2016) が始まり、初中等教育へのアクセスの向上をテーマの一つに、インクルーシブな学習環境の整備を進めている。

その結果、現在 26 校の特別学校と 704 教室の特別支援学級 (以下 Unit) を通じて合計 10,056 人の障害児に教育を提供している。また通常の学級にも 99,024 人<sup>2</sup> (全就学年齢児童の 2.37%) (2003 年) の障害のある子どもが在籍しており積極的な就学保障を行っている。しかしながら未だ多くの障害のある子どもたちは学校へのアクセスが制限されており、特別学校の数も限られることから、Unit を中心に通常の学校で受け入れていく必要がある。そのためには Unit における教育の質の改善および通常の学校の受け入れ能力の向上が求められている。

またスリランカ国政府は 2016 年 2 月 8 日に国連「障害者の権利に関する条約」を批准した。これにより今後インクルーシブ教育システムの構築を通じて、障害児の教育権の保障を目指す見込みであり、新たに要請のあった「特別支援学級へのインクルーシブアプローチ導入による教育機会の向上プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」という)は、それらスリランカ政府の取り組みを支援するものである。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトの計画枠組、及び実施体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクト詳細計画に関わる合意文書 (M/M) 締結を行うことを目的として実施するものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ担当分野に係る協力計画策定のために必要な調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2017年5月下旬～6月中旬)

- ① 要請背景・内容を把握する (ESDFP、National Policy on Disability for Sri Lanka 等関連文書を含むスリランカ政府の政策文書、関連報告書、要請書等の資料・情報の収集・分析)。各種政策においてはジェンダーに関する記載の有無及びその内容も確認すること。
- ② 今までの JICA による対スリランカ基礎教育分野支援にかかる既存の文献・報告書等 (事業進捗報告書、業務完了報告書、活動実績資料、中間レビュー報告書、エンドライン調査報告書等) をレビューし、内容・成果を把握する。
- ③ 他の主要援助機関 (UNICEF や Australian AID など) および NGO の動向 (中期計画、実施中案件の内容及び進捗等) について情報収集する。
- ④ 担当分野に係る現地調査計画・方針 (案)、収集情報・収集方法を検討する。
- ⑤ プロジェクト関係者 (プロジェクト専門家、カウンターパート (C/P) 機関 (教育省 ノンフォーマル教育/特殊教育局 (Non-Formal Education and Special Education Branch, Ministry of Education))、その他スリランカ側関係機関 (社会保障省社会保障局 (Department of Social

<sup>1</sup> World Bank, Asian Development Bank, UNICEF, AusAID, KOICA, GIZ and JICA (ESDFP2)

<sup>2</sup> National Policy on Disability for Sri Lanka (2003)

Services, Ministry of Social Services, Welfare & Livestock Development) )、国立教育研究所 (National Institute of Education: NIE)、教員養成短大 (College of Education : CoE) 等)、他援助機関等) に対する質問票 (案) (英文) を作成する。

- ⑥ PDM (Project Design Matrix) (案)、PO (Plan of Operations) (案) (いずれも英文・和文両方) 及び事業事前評価表案 (和文) の担当分野関連部分を作成する。
- ⑦ 事前調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2017年6月中旬～6月下旬)

- ① JICA スリランカ事務所等との打合せに参加する。
- ② スリランカ関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 上記 (1) で作成した現地調査計画・方針をもとに本事前評価の方法について、スリランカ側に説明を行う。
- ④ あらかじめ JICA スリランカ事務所を通じて関係機関に配布した質問票を回収し、分析結果を調査団内で共有する。
- ⑤ 特に、以下の情報資料を収集・分析する。なお、情報資料の収集・分析にあたっては、「教育セクター分析の標準的項目と手法(執務参考資料)」及び「基礎教育分野のためのジェンダー主流化の手引き」も参照しながら、可能な範囲で男女別のデータ収集やジェンダーの視点も含んだ課題分析も行うこと。
  - 1) 教育行政に係ること
    - ・教育省のシステム (一般教育システムと障害児に関する教育システム双方)
    - ・州教育局 (Provincial Department of Education) 及びゾーン教育事務所 (Zonal Education Office)、指導主事 (In-Service Advisor) の役割及び管轄地域の学校への支援の内容・現状
  - 2) 教員養成に係ること  
既存の教員養成課程及び特に障害児の教育に関する現職教員研修の概要 (種類、内容、計画・実施主体、対象、指導能力の把握方法等)。
  - 3) 基礎教育に係ること
    - ・初等教育 1～5 年生、前期中等教育 6～9 年生のカリキュラム
    - ・各種既存アセスメント (Scholarship Examination、General Certificate of Education (GCE-O、GCE-A)) に関する：
      - 概要 (作成主体、対象、内容等)
      - アセスメント結果の活用計画、現状
      - アセスメント結果の本プロジェクトでの活用可能性
  - 4) 障害者／障害児に係ること
    - ・障害者関連/障害児の教育、社会保障、医療・保健に関連する法律及びその施行状況 (特に、障害者／障害児の生涯を通じての行政による支援制度について)
    - ・障害児の早期発見、療育実施状況、保護者への支援施策等
    - ・障害児の就学動向 (就学率、中退率等)、政府等による就学促進又は支援施策等
    - ・障害児に向けた特別な教育カリキュラムの有無またその内容
    - ・障害者の職業訓練の現状
  - 5) その他
    - ・教育省万人のための教育局 (Education for All Branch, MOE) が開発した Becoming More Inclusive –A tool-kit for teachers- の内容及び本プロジェクトでの活用可能性
    - ・他の援助機関による教室レベルの介入支援 (UNICEF/Australian AID による Child Friendly Approach 等) にかかる概要および成果と課題
- ⑥ 評価 5 項目の観点から本プロジェクトの分析を行う。特に以下の事項に留意する。
  - 1) アプローチの妥当性 (上位目標及びプロジェクト目標の達成のために、他に取りうるアプローチと比較して本プロジェクトで採用するアプローチの妥当性、協力対象機関の妥当性、他の援助機関のアプローチと比較しての妥当性) の検討
  - 2) 本プロジェクトの実施がプロジェクト対象地域に与えるインパクト

- 3) スリランカ教育システムの中での持続性（組織、予算、技術（人材・成果物の活用））の見込み
- 4) スリランカにおける障害児に対する教育の質の向上に対する本プロジェクトの有効性
- ⑦ 調査団及びスリランカ側と協議の上、PDM 案及び PO 案（和文・英文）の作成に協力する。
- ⑧ スリランカ関係者との協議で合意された内容につき、R/D 案及び M/M 案（英文）の作成に協力する。
- ⑨ 担当分野に係る現地調査結果を JICA スリランカ事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2017年6月下旬～7月中旬）

- ① 事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- ・担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

なお、上記成果品は電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上してください）。

航空経路は、日本⇒コロンボ⇒日本を標準とします。

（2）人件費単価

本業務における人件費単価は、2017 年度単価を上限とします。

[https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220_02.html)

## 10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

### ① 現地業務日程

現地派遣期間は1回、2017年6月中旬～6月下旬を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員と共に2週間ほど現地調査を行うことを予定しています。

### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- 1) 総括（JICA）
- 2) 協力企画（JICA）
- 3) 評価分析（コンサルタント）

### ③ 便宜供与内容

JICAスリランカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- 1) 空港送迎  
あり
- 2) 宿舍手配  
あり
- 3) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供（JICA調査団員が調査を実施する期間においては、JICA調査団員と同乗することとなります。）
- 4) 通訳備上

- 英語を解さないC/Pと協議する場合は、英語⇄シンハラ語の通訳を提供
- 5) 現地日程のアレンジ  
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ
  - 6) 執務スペースの提供  
なし

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム(TEL:03-5226-8316)にて配布します。
  - ・本プロジェクトにかかるスリランカ政府からの要請書
  - ・Education Sector Development Framework and Programme(2006-2010)
  - ・Education Sector Development Framework and Programme(2012-2016)
  - ・National Policy on Disability for Sri Lanka (2003)
  - ・Framework of Action for Inclusive Education in Sri Lanka
  - ・Becoming More Inclusive –A Tool-kit for Teachers-
  - ・教育セクター分析の標準的項目と手法(執務参考資料)
  
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト及びナレッジサイトの該当ページで公開されています。
  - ・スリランカ国学校運営改善プロジェクト  
終了時評価調査報告書：<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000248127.html>  
事業完了報告書：<http://libopac.jica.go.jp/images/report/11958238.pdf>
  
  - ・基礎教育分野のためのジェンダー主流化の手引き：  
[http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject0101.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/a4ee3c32537432e34925804c00039350/\\$FILE/%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E6%95%99%E8%82%B2%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%B3%E3%83%80%E3%83%BC%E4%B8%BB%E6%B5%81%E5%8C%96%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D.pdf](http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject0101.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/a4ee3c32537432e34925804c00039350/$FILE/%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E6%95%99%E8%82%B2%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%B3%E3%83%80%E3%83%BC%E4%B8%BB%E6%B5%81%E5%8C%96%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D.pdf)
  
  - ・国別障害関連情報 スリランカ国  
[http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject0601.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/4d7277c9b46acd8a49256fd2002ce7cb/\\$FILE/%E3%82%B9%E3%83%AA%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%82%AB%EF%BC%88%E5%B9%B3%E6%88%9014%E5%B9%B4%EF%BC%89.pdf](http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject0601.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/4d7277c9b46acd8a49256fd2002ce7cb/$FILE/%E3%82%B9%E3%83%AA%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%82%AB%EF%BC%88%E5%B9%B3%E6%88%9014%E5%B9%B4%EF%BC%89.pdf)
  
  - ・スリランカ障害関連団体  
[http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject0601.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/4d7277c9b46acd8a49256fd2002ce7cb/\\$FILE/%E3%82%B9%E3%83%AA%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%82%AB%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E9%96%A2%E9%80%A3%E5%9B%A3%E4%BD%93.pdf](http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject0601.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/4d7277c9b46acd8a49256fd2002ce7cb/$FILE/%E3%82%B9%E3%83%AA%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%82%AB%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E9%96%A2%E9%80%A3%E5%9B%A3%E4%BD%93.pdf)

## (3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAスリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとします。

以上